

(問) 県民に負担を求めるより、まずは、職員の給料カットをするべきではありませんか？

(答) 本県職員の給与は、県内の民間企業の給与の実態調査の結果や、国、他県の職員の給与の実態等を勘案して行われる「人事委員会勧告」に沿う形で、毎年見直しが行われ、議会の条例改正の議決を経て改定されています。このように県職員の給与は、基本的に県内の民間企業の給与水準を十分考慮したものとなるように制度が作られています。

一方、県財政は厳しい状況にあり、これに対応するため歳入歳出全般にわたり行財政改革を積極的に推進しているところです。人件費についても、これまで財政健全化計画に沿って職員給与の2%カット(平成13年度から平成15年度まで)を行っており、また最近では職員数の削減(平成17年から平成22年までに約1200人削減)や給与構造改革(給料水準を平均4.8%引き下げ)、各種手当の見直し等にも取り組み、総額の抑制を図っています。

しかし、今後も厳しい財政状況が見込まれるため、歳入歳出の両面において抜本的な見直しを行うこととしています。

このような様々な見直しを行ってもなお財源不足が生じる場合は、職員給与のカットについても臨時的、一時的な措置として、また最後的手段として検討する必要があると考えています。

(参考データ)

給与削減措置の状況(平成19年4月1日現在)

削減最高率	給料削減を実施している都道府県	削減率
8%～	北海道	10.0%
	島根県	10.0～6.0%
	香川県	8.0～1.0%
	鹿児島県	8.0～5.0%
5%～8%未満	青森県	6.0～2.0%
	茨城県	5.0～3.5%
	富山県	5.0%、3.0%
	京都府	5.0%、2.0%
	滋賀県	5.0～1.5%
	岡山県	6.0～2.8%
	広島県	7.0%、5.0%
	愛媛県	6.0～2.6%
	高知県	5.0%、3.0%
	千葉県	3.0～1.5%
3%～5%未満	奈良県	4.0～1.5%
	鳥取県	4.0～2.0%
	山梨県	2.0%
2%～3%未満	大阪府	2.0%
	和歌山県	2.0%、1.0%

総務省HPより(H19地方公務員給与実態調査)